

第1回 檣原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会
議事要旨

1. 日時 平成25年6月28日(金) 14:00～16:40

2. 場所 クリーンセンターかしはら 3F 研修室

3. 出席委員

荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
北浦 一郎	弁護士法人 トラスト&サービス 弁護士
寺嶋 均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
岡崎 益光	檣原市 副市長
森田 泰造	檣原市 生活環境部長

※欠席

市川 陽一	龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授
-------	--------------------------

4. 次第

1) 開会

2) 副市長挨拶

3) 委員紹介

4) 委員会設置に係る条例・規則の確認

5) 会長選出

6) 会長挨拶

7) 副会長・職務代理の選出

8) 議題

(1) これまでの経過について

(2) 事業者選定スケジュールについて

(3) クリーンセンターかしはら 実施方針(案)・特定部品供給協定(案)について

(4) リサイクル館かしはら 実施方針(案)・特定部品供給協定(案)について

9) 確認事項

次回事業者選定委員会の開催日程について

10) 閉会

配布資料

【資料1】 檣原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会委員名簿

【資料2】 檣原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会設置規程

【資料3】 これまでの経緯等

【資料4】 事業者選定スケジュール(予定)

【資料5】 クリーンセンターかしはら 実施方針(案)

【資料6】 クリーンセンターかしはら 実施方針(案) 重点確認事項

【資料7】 クリーンセンターかしはら 特定部品供給協定(案)

- 【資料 8】リサイクル館かしはら 実施方針（案）
- 【資料 9】リサイクル館かしはら 実施方針（案） 重点確認事項
- 【資料 10】リサイクル館かしはら 特定部品供給協定（案）
- 【資料 11】橿原市電力の調達に係る環境配慮方針

5. 議事

- 1) 開会
- 2) 副市長挨拶
- 3) 委員紹介
- 4) 委員会設置に係る条例・規則の確認
- 5) 会長選出

委員の互選により、寺嶋委員が会長に選出された。

- 6) 副会長・職務代理の選出

委員の互選により、副会長に荒井委員が選出された。

- 7) 副会長・職務代理の選出

委員長の指名により、市川委員が会長及び副会長不在時の職務代理に選出された。

続いて、議事録の作成等について審議の結果、以下のとおり決定された。

- ・委員会の議事録として、議事要旨を作成する。
- ・議事要旨の確認は、事務局で用意した案を各委員にメール回覧により確認する。
- ・議事要旨の公開は、事業者の選定が終了後（審査結果の公表後）に一斉公開とする。

8) 議題

（1）これまでの経過について

事務局から、資料 3 により、これまでの経過について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委 員： 焼却灰の処理はどうしているのか。

事務局： 大阪湾フェニックスセンターに埋立処分を行っている。

（2）事業者選定スケジュールについて

事務局から、資料 4 により、事業者選定スケジュールについて説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委 員： 実施方針の公表時期はいつか。

事務局： 7 月 2 日の契約制度審査会を経て、7 月 3 日に公表予定。

委 員： 入札参加事業者による本件施設の視察において、炉内（炉停止中）まで視察対象とするのか。運営期間中の維持補修（維持補修計画策定）を踏まえると、希望はあり得ると思われる。

事務局： 希望があれば対応する。

(3) クリーンセンターかしはら 実施方針（案）・特定部品供給協定（案）について

事務局から、資料5、資料6及び資料7により、クリーンセンターかしはらの実施方針（案）、特定部品供給協定（案）について説明を行った。委員からの主な意見等は以下のとおり。

委員： 本件施設の「運営維持管理業務」という用語がつかわれているが、「運営」には「維持管理」も包含されているのではないか。

委員： 多少曖昧であっても、法的には支障はなく、できるだけ広い意味で利用できる用語でよいのではないか。

委員： 発注者と受注者とで責任の判断が分かれる事案があった場合を考え、立証責任がどちらにあるかを明確にしておいた方がよい。また、施設の状況について、受注者に十分確認の上、不具合があれば申し出てもらう手続きを取った方がよい。

事務局： 立証責任の所在については、事業契約書（案）において明確にする。（受注者による不具合の申し出については、乖離請求期間において対応する。委員会後付記。）

委員： 受注者やSPCの構成企業が撤退を申し出た場合の対応は。

事務局： 違約金を申し受ける。SPCの持株は譲渡制限付きとする。

委員： 発注者が受注者を変更する場合の手続きは。

事務局： 要求水準書に示す性能未達の場合には、契約解除まで至る場合がある。

委員： 本事業への参加資格要件（実績要件）を満たす事業者はどの程度いるのか。

事務局： 実績要件にはグループ参加時の実績も認めているため、少なくとも12社程度は参加可能である。昨年度実施した導入可能性調査では、4社から参加意思表示があった。

委員： グループ参加時の実績ということは、10%でもSPCに出資していれば実績と認めるということか。

事務局： ある程度門戸を開く趣旨で設定した。

委員： 実績要件で「ストーカ本体の取替業務を含む」とあるが、施工メーカーでないと難しいのではないか。

事務局： 実績要件として、本施設の取替に限定しているのではない。

委員： 本件施設の運営維持管理業務で、法規制や計画値等を遵守し、とあるが、計画値は基準値（施設基準値）とした方がよい。

委員： 大規模修繕で、「土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新」とあるが、わかりにくいのではないか。

事務局： 国土交通省で使用している「大規模修繕」の定義に沿っている。

委員： 本件は議会議決案件か。

事務局： 議会議決案件ではない。議会には報告のみを予定している。

委員： 住民説明について、受注者は必要な支援を行うとあるが、夜間も含めて住民からの初期対応は受注者で対応することになるので、明確にしておいた方がよい。

委員： 落札者決定基準の非価格要素として、非常時への対応能力も重要である。

委員： 物価変動への対応として、一定の範囲内は受注者負担とあるが、具体的に決めているのか。

事務局： 募集要項において明確にする。

委員： 特定部品供給協定（案）で、参加資格者に対する閲覧資料の中に過去の修繕費データとあるが、修繕の内容が重要ではないか。

事務局： 市で保有している修繕履歴情報を閲覧に供する予定。

委員： 特定部品リストが多い印象だが。

委員： ソフトウェア関連が多いため、やむを得ないのではないか。

委員： 代替品でもよいということを入れてはどうか。

事務局： 考え方として、特定供給部品を施工メーカーから入手できることを担保する趣旨であり、強制するものではない。

事務局： 実態として、施工メーカーから入手することになるかもしれないが、施設運営の安全、安心確保を重視する意味で必要な措置と考える。

委員： 特定部品の供給を施工メーカーから担保できることで、参加事業者に門戸を開くことになる。

委員： 秘密保持誓約について、退職後の関係者（従業員等）にも秘密保持義務を持たせることが重要。

（４）リサイクル館かしはら 実施方針（案）・特定部品供給協定（案）について

事務局から、資料 8、資料 9 及び資料 10 により、リサイクル館かしはらの実施方針（案）、特定部品供給協定（案）について説明を行った。委員からの主な意見等は以下のとおり。

委員： 市の業務範囲に浄化槽の清掃が入っているのはなぜか。

事務局： 財産契約課により他施設の業務と一括して契約していた業務であったためであるが、長期包括の考え方から、事業者の業務範囲とする。

委員： 特定供給部品について、運営期間中に必ず交換が必要な部品があれば予め明示しておく必要はないか。

委員： 運営期間中の点検・補修頻度を示す必要はないか。

事務局： 提案書の中の事業計画書（維持補修計画）において、入札参加者から点検・補修頻度等の提案を求める予定。

委員： 本事業の導入理由の一つとして、市の財政負担軽減があると思うが、どこかで明確に謳っておいた方がよいのではないか。

委員： 予定価格は公表するのか。

事務局： 公表は予定していない。予定価格を超えた場合の失格要件のみを課す。

委員： 最終的に審査講評時に V F M を出すのか。

事務局： 最終的な V F M を出す予定はない。

委員： 入札参加者の一番手、二番手が僅差の場合、再度入札を行う方法もあるが。

委員： 同点の場合はくじ引きとするのが基本で、自治体によっては価格点が高い方、あるいは技術点が高い方を落札者とすることを予め公表するところもある。

事務局： できるだけ財政負担の軽減を図りつつ、施設の安全、安心の確保を重視して対応する。

委員： その他、追加の意見等があれば、7月1日午前までに事務局に連絡する。

最後に、資料11について事務局から説明があり、以下の質疑応答があった。

委員： 焼却施設における財政効果の状況は。

事務局： 現在本市では既にPPSから買電しており、電力会社よりも若干ではあるが安価で対応できている。

9) 確認事項

次回委員会の日程について、第2回は平成25年7月18日（木）14時から、第3回は平成25年7月19日（金）10時からとする旨確認された。

10) 閉会

以上